

○鳥羽志勢広域連合広域計画

（平成26年3月4日）
公表第3号

鳥羽志勢広域連合広域計画（平成21年鳥羽志勢広域連合公表第2号）の全部を改正する。

1 はじめに

鳥羽志勢広域連合（以下「広域連合」という。）は、平成11年4月に、広域連合規約第5条に規定する下記事項を鳥羽市、設立当時の志摩郡5町並びに度会郡南勢町の1市6町のし尿・ごみ・介護保険の3つの事務について、広域にわたり総合的、かつ、計画的に事務を処理することを目的として、設立されました。

その後、平成16年10月には、志摩郡5町が合併して「志摩市」となり、平成17年10月には、度会郡南勢町と南島町が合併して「南伊勢町」となり、現在は、鳥羽市、志摩市並びに度会郡南伊勢町（以下「構成市町」という。）の2市1町で構成しています。

平成11年の設立以降、5年ごとに計画を策定・改定し、今回、前計画期間の満了に伴い、新たに平成26年度から30年度までの「第4次広域計画」を策定することとしました。

2 広域計画の項目

① し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びにし尿及び浄化槽汚泥処理施設の設置、管理及び運営に関すること。

② ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。

③ 介護保険に関する次の事務に関すること。

ア 介護認定審査会の設置運営に関する事務

イ 要介護認定、要支援認定、更新等に関する事務

ウ 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づく連絡調整に関する事務

この広域計画は、構成市町の基本構想その他諸計画との調和を図り、広域連合並びに構成市町が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理することが必要な事務について、今後5年間を目途とする方針を定めるものです。

3 計画期間

この広域計画の計画期間は、平成26年度から30年度までの5年間とし、その後5年ごとに見直しを行います。ただし、必要に応じて随時改定を行うものとします。

4 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びにし尿及び浄化槽汚泥処理施設の設置、管理及び運営に関すること

(1) 経緯

平成16年度よりし尿処理施設の整備を進め、平成19年度から鳥羽市白木町地内に「鳥羽志勢クリーンセンター」を稼働しています。

当施設は、計画処理量155kℓ/日のし尿及び浄化槽汚泥の処理を膜分離高負荷脱窒素処理方式で行い、更に超高度処理といわれる脱塩装置で処理を行う施設となっています。

また、設立当時よりし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は効率的かつ計画的に行っています。

(2) 現状と課題

施設が稼働した平成19年度以降、し尿等の年間平均搬入量については、定格処理能力の98%程度に達しており、さらには搬入量の多くなる季節には過負荷の状況にあります。処理対象区域においては、計画されていた公共下水道等の整備がほぼ終了し、合併処理浄化槽の整備に重点が置かれているため、し尿等の年間平均搬入量は、人口減による微減傾向にはあるものの、本施設の運転状況は余裕のない状態であり、今後も継続してし尿等の搬入量を注視する必要があります。

(3) 今後の方針・計画

施設の効率的な運転・維持管理と経費削減及び事務の省力化を図りつつ、老朽化の進む施設、設備等の改修について検討していきます。

5 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること

(1) 経緯

平成19年3月に「ごみ処理施設整備構想」を策定し、施設構想の枠組みを示しました。その後、平成21年11月に最新の技術動向を調査し、施設建設に向け

ての基本条件を整備することにより、最適な廃棄物処理施設の構想を立てることを目的に「廃棄物処理施設整備基本構想」を策定しました。また、平成22年9月には、「ごみ処理施設建設に伴う施設整備基本計画書」を策定し、平成26年4月稼働に向けて、志摩市磯部町山田地内に「やまだエコセンター」の整備を進めてきました。

当施設は、ガス化溶融炉方式により95t/日の可燃ごみ等を処理する高効率ごみ発電施設に9品目（不燃・粗大ごみ、びん類、缶類、ペットボトル、白色トレイ・発泡スチロール類、その他プラスチック製容器包装、雑紙、紙類、廃乾電池・蛍光灯）の資源ごみを処理するマテリアルリサイクルセンターが併設されています。

また、当施設の運転・維持管理については、民間事業者のノウハウを最大限活用し、安心・安全で安定した効率的なごみ処理を行うため、運営準備期間を含めた20年9ヵ月間の長期包括運営業務を民間事業者に委託しました。

(2) 現状と課題

ごみの収集、運搬は、鳥羽市及び志摩市（以下「構成市」という。）で行っています。

やまだエコセンターは、一般廃棄物処理基本計画に基づき、構成市から搬入されるごみ等を適正に処理すると共に、環境保全に配慮した施設の運転・維持管理を行っていきます。

構成市が行うごみの施策に対する啓発活動に協力し、ごみの出し方やごみの減量化に対する住民の意識向上を図る必要があります。

(3) 今後の方針・計画

長期包括運営委託業務が適正に履行されているか随時モニタリングを行い、施設の安定稼働、維持管理業務品質の継続的向上と環境負荷低減に努めていきます。

循環型社会を形成するため、構成市、住民、民間団体と協働し、廃棄物の減量・分別・リサイクルの施策展開を行っていきます。

住民のごみ処理に対する意識を深め、ごみ分別及び資源化・きれいな住みよいまちづくり・環境問題に対する意識を深める環境教育を推進します。

また、ごみの分別、ごみの減量化について構成市及び広域連合の広報紙・ホームページ等で啓発を行っていきます。

6 介護保険の事務に関すること

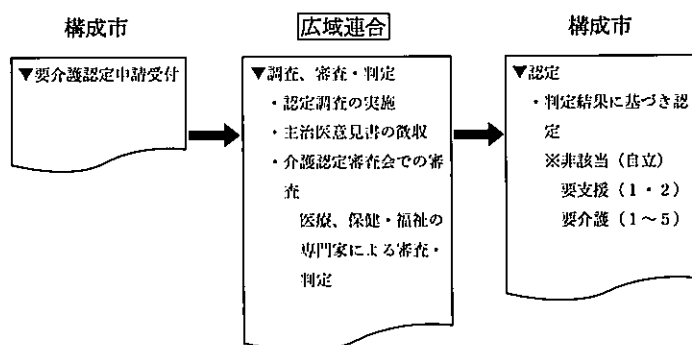
(1) 経緯

高齢化がますます進展するなかで、高齢者を社会全体で支え、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、平成12年4月から介護保険制度がスタートしました。

広域連合では構成市を対象として、介護保険事務のうち介護認定調査並びに介護認定審査会の設置及び運営に関する事務を広域連合で共同処理するものとして位置付けています。

要介護・要支援認定にあたっては、介護認定審査会を設置して審査・判定を行っており、増加する申請件数に対応するため、平成15年度から審査会の合議体を6から7へと増やし、また、平成23年度には審査会委員についても48名から56名へと増員を図ってきています。

介護認定審査事務の流れ



(2) 現状と課題

制度発足後において高齢化は更に進展し、構成市の高齢化率は約33%となっています（平成25年11月末現在）。

また、構成市の人口は年々減少傾向にありますが、高齢化率の増加や団塊の世代の65歳到達により、高齢者人口は横這いか又は若干の増加傾向にあり、こ

の傾向は今後も継続すると予想されます。

介護保険サービスを利用するためには、認定調査、介護認定審査・判定が必要となります。

認定申請件数及び認定審査件数とも、ここ3年間の傾向は年間4,000件を超えており、平成24年度は申請件数4,350件、審査件数4,191件（却下分を除く。）となっていますが、今後、認定申請の増加により、年間件数もそれぞれ5,000件程度となることが予想されます。

介護認定調査については、できる限り直営調査を行う観点から独自に認定調査員を配置し、構成市はもとより、構成市外（伊勢市方面）への調査についても認定調査員を派遣して実施しています。

今後増加が見込まれる認定申請への迅速な対応や、申請から30日以内に介護認定を行うためには、認定調査態勢や介護認定審査態勢をより充実化する必要があります。

平成27年度には介護保険制度の見直しが予定されていることから、介護認定支援システムの更新が必要となります。

現在の高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画の計画期間は、平成26年度までとなっています。

(3) 今後の方針・計画

ア 介護認定審査会の設置運営に関する事務について

- ・適正・迅速な介護認定が実施できるよう、医療、保健・福祉の各分野からの円滑な委員確保を図るため、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携を密にしていきます。
- ・介護保険の制度改正への対応や、介護認定の適正化・平準化を促進するため、県が主催する研修会を活用するほか、審査会独自の研修会を実施するなど、審査会委員の自己研鑽の機会を設けます。

イ 要介護認定、要支援認定、更新等に関する事務

- ・介護保険の制度改正への対応や、適正な介護認定調査を実施できるよう、県が主催する研修会を活用するほか、独自研修会を実施するなど、認定調査員の自己研鑽の機会を設けます。

- ・申請件数の増加に対応する必要がある場合は、認定調査員の増員を検討します。
- ウ 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づく連絡調整に関する事務について
 - ・構成市が策定する「介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」について、適切な情報提供をするなど構成市との連絡調整を図ります。